

議第五二号

奈良県政務活動費の交付に関する条例を廃止する条例

(奈良県政務活動費の交付に関する条例の廃止)

奈良県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年三月奈良県条例第四十二号)は、  
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の奈良県政務活動費の交付に関する条例(以下「廃止条例」という。)の規定により交付を受けた政務活動費については、廃止条例第一条の二、第一条の三及び第十条から第十三条の二までの規定は、この条例の施行日以後においてもなおその効力を有する。

理 由

奈良県政務活動費を令和五年四月一日から廃止するため、新たに制定するものである。